

東久留米市耐震改修促進計画（概要）

1 計画改定の背景

東久留米市耐震改修促進計画は、震災による住宅・建築物の被害の軽減を図り、市民の生命と財産を保護するため、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するための枠組みを定めることを目的としている。

このたび、東京都耐震改修促進計画（令和3年3月一部改定）を踏まえ、改定を行った。

2 主な改定項目

（1）対象建築物

種 類	内 容	備 考
緊急輸送道路の沿道建築物	・ 特定緊急輸送道路の沿道建築物	
住宅	・ 戸建住宅（長屋を含む） ・ 共同住宅（賃貸共同住宅を含む）	
特定建築物	・ 特定既存耐震不適格建築物 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ・ 要緊急安全確認大規模建築物 地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物〔耐震診断義務付け建築物〕	法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物で、民間が所有する建築物
市有建築物	・ 防災上重要な市有建築物 防災活動の拠点となる施設（庁舎等） 災害時の避難収容施設（学校施設等） ・ その他の建築物（集会所、事務所、作業所等）	東京都震災対策条例第17条第1号 東京都震災対策条例第17条第2号

※国および都が所有する公共建築物は、本計画の対象から除く。

※建築基準法第6条第1項により、木造建築物は3階以上又は延べ床面積500㎡以上、木造以外の建築物は2階以上又は延べ床面積200㎡以上の建築物を構造計算が必要な建築物とした。本市では一層の安全性の向上を図るため、市有建築物の延べ床面積が200㎡以上を全て対象とした。

※市有建築物は棟ごとではなく、施設ごとに取りまとめた。

(2) 耐震化率の現状と目標一覧

建築物の種類	前回 平成 30 年度	今回 令和 3 年度	目標 令和 7 年度末
特定緊急輸送道路 沿道建築物	62.5%	66.7%	耐震性が不十分な建 築物をおおむね解消
住宅	85.6%	91.2%	耐震性が不十分な住 宅をおおむね解消
特定建築物	97.2%	98.0%	耐震性が不十分な建 築物をおおむね解消
市有建築物	100%	98.7%	100%

(3) ブロック塀等の安全対策

表ー1 ブロック塀等の調査数量総括 (km)

種別	調査数量	
	前回 平成 30 年度	今回 令和 3 年度
通学路総延長 ※	117.11	103.6
よう壁・ブロック塀等設置延長	30.45	21.4

※教育部学務課資料に基づき、図上計測を集計したもの。

※調査対象は高さ 1.2m 以上、延長 2.5m 以上とした。

表ー2 ブロック塀等の変況箇所数 (箇所)

内容	前回 平成 30 年度	今回 令和 3 年度
ひび割れ	31	87
損傷	46	62
傾き	11	9
変況箇所数	88	158

※同一のブロック塀等に複数の変況箇所があるため、ブロック塀等の箇所数と変況箇所数は一致しない。